

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年4月25日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

平成29年度静岡県学校施設個別施設計画策定支援（長寿命化整備指針策定）業務委託

(2) 業務目的

静岡県では、保有する128校（分校含む）の学校施設の老朽化に対応するため、平成30年度までに個別施設計画（施設類型別管理計画）を策定する予定である。それに先立って、平成27年度から「モデル改修工事」として6校の老朽校舎の長寿命化改修工事に着手し、平成28年度に全校の建物や敷地の情報を「学校施設カルテ」としてデータ化した。

本業務は、学校施設カルテ及びモデル改修工事等の実績を分析した上で、各施設の長寿命化や快適化を図るための手法を検討し、必要経費の中長期分析を行いながら、それらを「学校施設長寿命化整備指針」としてまとめ、個別施設計画策定の基礎とするものである。

(3) 履行期限

平成30年3月23日（金）限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、26,000,000円（消費税相当額込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、要件の確認基準日は参加表明書の提出日とし、契約締結までの間に次に掲げる要件を欠くこととなった場合には、契約締結はできないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 同種・類似業務として、次に掲げるいずれかの業務について、平成19年度以降に完了した業務実績を有すること（元請として完了したものに限る。）。ただし、同種・類似業務とは、複数場所の複数施設を、建築及び経済の観点から包括的に取りまとめた計画等の業務を言い、単一施設の計画又は同一場所での複数建物の計画等は含まない。

ア 国、地方公共団体、国立大学法人等の学校施設に係る計画（施設白書、マネジメント計画、保全計画、長寿命化計画、個別施設計画（平成26年4月総務省通達）、再配置計画等）の策定又は、それらに関する指針等の策定に関連する業務（調査、分析、検討等含む）

イ 国、地方公共団体、国立大学法人等の公共施設に係る計画（総合管理計画、施設白書、マネジメント計画、保全計画、長寿命化計画、個別施設計画（平成26年4月総務省通達）、再配置計画等）の策定に関連する業務又は、それらに関する指針等の策定に関連する業務（調査、分析、検討等含む）

(3) 上記(2)で示した業務のいずれかについて、管理技術者又は担当技術者等としての実績を有する者（※）を管理技術者として当該業務に配置できること。

※管理技術者（業務の管理及び統轄を行う者で、受注者が定めた者をいう。以下同じ。）、担当技術者

(管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。以下同じ。)又はこれらと同等の技術者として業務を実施したと認められる者をいう。以下同じ。

- (4) 当該業務の管理技術者若しくは担当技術者として一級建築士資格を有する者を配置できること。
- (5) 静岡県から入札参加停止を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (10) 下記に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 説明書等の提供

(1) 提供期間

平成29年4月25日(火)正午から平成29年5月22日(月)まで

(2) 提供方法

静岡県ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-030/top/top.html>

4 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

(1) 提出期間

平成29年4月26日(水)から平成29年5月23日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

静岡県教育委員会事務局財務課施設保全班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL：054-221-3125

(3) 提出方法

持参により提出するものとし、電子メール、FAX又は郵送等による提出は受け付けない。

(4) その他

技術提案書の内容について、配置予定の管理技術者へのヒアリングを実施する。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、説明書別表4に基づく書面による審査を行い、5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、平成29年5月29日（月）までに選定通知書をもって通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書により、平成29年5月29日（月）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、平成29年6月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に書面（様式自由）により、非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成29年6月15日（木）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は次のとおりとし、提出は持参による。なお、電送又は郵送等によるものは受け付けない。

静岡県教育委員会事務局財務課施設保全班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL：054-221-3125

7 契約候補者の特定

(1) 次に掲げる項目を勘案し特定するものとする。

ア 企業の同種・類似業務実績

イ 予定技術者の同種・類似業務実績

ウ 業務実施体制

エ 実施方針

オ 特定テーマに関する技術提案の的確性及び実現性

技術提案書の評価の結果、技術評価が最も高い者を契約候補者として特定する。

(2) 契約候補者に特定された者に対しては、平成29年6月2日（金）までに特定通知書をもって通知する。

8 非特定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、契約候補者に特定されなかった者（「5 ヒアリン

グ以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。) に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を非特定通知書により、平成29年6月2日（金）までに通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、平成29年6月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に書面（様式自由）により、非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成29年6月19日（月）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は次のとおりとし、提出は持参による。なお、電送又は郵送等によるものは受け付けない。

静岡県教育委員会事務局財務課施設保全班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL：054-221-3125

9 その他

- (1) 詳細は、平成29年度静岡県学校施設個別施設計画策定支援（長寿命化整備指針策定）業務委託説明書による。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (3) 照会窓口は、静岡県教育委員会事務局財務課施設保全班（電話番号054-221-3125）とする。